特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	大阪市　母子生活支援施設に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、母子生活支援施設に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	母子生活支援施設に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

令和3年3月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子生活支援施設に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に係る申請の受理、審査又は応答 ・費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）
③システムの名称	総合福祉システム（母子生活支援施設システム）、統合基盤システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
母子生活支援施設入所関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一第9の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】①番号法第19条第7号別表第二第16の項　②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第12条 【情報提供】①番号法第19条第7号別表第二第16の項　②番号法別表第二の主務省令第12条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
②所属長の役職名	こども青少年局長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号　大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話: 06-6208-8032 ファックス: 06-6202-6963

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅰ－３	番号法第９条第１項別表第一第9の項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第９条第１項別表第一第9の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第９条	事後	記載方法の見直しのため
平成30年11月13日	Ⅰ－４－②	番号法第１９条第７号別表第二第１６の項	【情報照会】①番号法第１９条第７号別表第二第１６の項　②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第１２条 【情報提供】①番号法第１９条第７号別表第二第１６の項　②番号法別表第二の主務省令第１２条	事後	記載方法の見直しのため
平成30年11月13日	Ⅱ	平成27年4月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点更新（係数に変更はなし）
平成30年11月13日	Ⅰ-5-②	こども青少年局長　内本　美奈子	こども青少年局長	事後	国様式の変更による
令和1年6月28日	Ⅱ	平成30年１月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点更新（係数に変更はなし）
令和1年6月28日	Ⅳ		新規記載	事後	国様式の変更による
令和3年3月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言（特記事項）	委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。	委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。	事後	標準契約書の変更による